

2026

受入企業を自身で手配された方に・・・

アメリカJ-1ビザ/DS2019申請代行プログラム



株式会社キャリアエクスチェンジ

〒100-6611 東京都千代田区丸の内1-9-2 グラントウキョウサウスタワー11階

Tel:03-6278-8750 Fax: 03-6264-8758 info@career-ex.com

インターン研修生 Jビザ申請条件

【経歴についてご注意事項】

	社会人	大学生・新卒者
年齢	20歳～40歳位まで	
学歴	高校卒業以上 *米国の学歴は含まない	米国以外の短大・大学・大学院在籍者 または、卒業1年以内
職歴	■ 高校・専門卒 5年以上 ■ それ以外 1年以上	—
英語力	目安TOEIC600点以上(スコア提出必要なし) * 当社英語レベルチェックにて判断します	
インターン参加可能期間	■ホスピタリティ関連業種 12ヶ月まで ■それ以外の業種 18ヶ月まで	業種に関わらず12ヶ月まで

インターン先企業の業種または職種は、今迄の学歴・職歴とある程度関連している必要があります。全く関連性のない業種・職種の場合、J-1ビザの申請ができないことがあります。企業選定でも未経験者OKという求人は少ないので、ご自身の現在のスキルや経験に基づいた分野でのインターンシップをされることが望ましいといえます。

大学生または新卒の場合、確実に申請可能な専攻は、経済・経営学部となります。その他学部の場合はビジネスと関連がある単位を取得してあれば可能性があります。文・言語・社会学部の場合は、英文成績証にて可能性を査定します。

インターン受入企業 申請条件

アメリカJ-1ビザで受入が可能な業種・職種は幅広くございます。

インターン受入企業が申請条件にあてはまるかどうかご不明な場合は、業種と職種をお知らせください。

【J-1ビザ規定により、禁止されている業種・職種】

マッサージを含む医療関連職種、教師など教育関連業種および職種、ネイリストや美容師などの美容関連など、空港関連(グラウンドスタッフなど)、ウェディングコーディネーターは、2015年以降アメリカ国務省の規定にて、インターンシップビザで従事することが禁止されております。

J-1インターン生受入企業にご準備いただくもの

- 1) Employer Identification Number (EIN) の提示
- 2) 英語版Website : ご住所・電話番号・業務内容などについてWebsite の内容を確認させていただきます。
- 3) 雇用者の保険加入証明書・規約 (Verification of Workman's Compensation Insurance Policy) の提示
- 4) 受入れ先企業は、原則としてアメリカ国内の社員数25名以上、または、年間売り上げ 3 Million Dollars 以上のいずれかの条件を満たす会社とされておりますが、この規定を満たさない会社の場合DS2019発給NPO団体による会社訪問審査(サイトビジット)を受けて頂きます。

ビザ条件として、時給は最低賃金以上、研修時間は週32時間以上であることが必要です。

受入企業側の申請条件に関してご不明な点があれば、お問合せください。

プログラム料金のご案内

プログラム料金 18ヶ月まで

370,000円

【プログラム料金に含まれるもの】

登録費(33,000円)、カウンセリング、英語レベルチェック費用、必要書類のご案内、履歴書添削、各種事務手続き、NPOへの事前査定手配、DS2019手続きサポート(DS7002等の書類作成サポート)、DS2019申請書類作成、通信・郵送費、海外送金代、NPO団体面接練習2回、アメリカ大使館ビザ面接予約、DS160ビザ申請書類作成、大使館面接前オリエンテーション、出発前オリエンテーション、消費税

申請費用・保険料はNPO団体により異なります。受入企業決定後、
下記①～④のうち、申請可能なNPO団体をこちらで選定させていただきます。

NPO団体申請料金(傷害保険料込)	12ヶ月	18ヶ月
企業決定後、状況に応じて ①②のいずれかの団体に 決定させていただきます。	① \$3550 ② \$3750	①② \$4150

【NPO団体申請料金に含まれるもの】

NPO申請費用、アメリカ国務省SEVIS費(\$220)、研修期間分のUS傷害保険代金(NPO団体指定保険会社/目安月\$65×滞在月)、国際郵便費用



【その他:オプション】

- NPO団体によるサイトビジット(企業調査費用) \$300
NPO団体がサイトビジットをすることを求めた場合、支払いが必須となります。
- NPO団体及び大使館面接英語インタビュー追加練習(30分×3回) \$180
- 配偶者・子ども(J2)ビザ申請サポート費用 110,000円
- 配偶者・子ども(J2)DS2019申請費(傷害保険料含む)
12ヶ月間: \$2200 18ヶ月間: \$2600
- ホームステイなど、滞在先手配サポート 35,000円+滞在費

ご注意事項

※為替変動より料金が変わる場合があります ※当社のプログラム料金は税込み価格で表示しております
※お申込み後は当社規定のキャンセル料の対象となります
※ドル建てから円建てへ算出の際は、当月の社内レートにて算出させていただきます
※NPO団体による申請却下の場合、申請費用の一部金は返金されませんので、ご注意ください。
※NPO団体規定変更により、DS2019申請費用の変更があった場合は、それに準じます

【プログラム料金に含まないもの】

渡航費、滞在費、現地生活費・交通費、ビザ申請料金(\$185) 2025年12月現在



インターン開始までの流れ

お問合せ・無料査定→英語レベルチェック実施

申請者ご本人の経歴からDS2019取得およびJ-1ビザの申請が可能か、また英語レベルを無料で審査いたします。また受入企業情報をいただき、受入企業としてNPO団体にて申請可能かを確認いたします。



お申込 360,000円のお支払い 研修開始日の4-5ヶ月前目安

研修生側および企業側の申請確認が取れ次第お申込み手続きを開始いたします。英語力がNPO団体及び米国大使館面接に受からないレベルと判断された場合、オプションの練習お申込み頂くことが条件でお申込を受けます。研修開始予定日の4-6ヶ月前を目安に英語レベルチェックを受けてください。



DS2019申請開始 DS2019申請料のお支払い 研修開始日の3ヶ月前目安

必要書類をご提出いただきDS2019申請をNPO団体と進めていきます。申請書類が完成しましたら、研修生及び企業から申請書類へのサインをいただき、ご返送いただきます。またサイトビジットが必要な場合はサイン済み書類をご返送後、NPO団体にて実施されることになります。



NPO団体とのインタビュー(オンライン)

研修生・企業はそれぞれNPO団体スタッフと英語インタビューを実施する必要があります。インタビューでの受け答えが心配な場合、オプションの追加インタビュー練習(30分×3回)を別途お申込ください。



DS2019発行・アメリカ大使館面接の予約

DS2019が発行されましたら、アメリカ大使館面接の予約をします。東京もしくは大阪の大使館に出頭申請をしていただきます。大使館面接オリエンテーションを実施し、準備万端で面接を受けていただきます。



アメリカ大使館(東京または大阪)へビザ出頭申請・ビザ取得

大使館面接から1週間程度でビザが貼付されたパスポートが返却されます。航空券や滞在先を手配して渡米に備えましょう。渡航後の手続きに関してのオリエンテーションを実施します。



アメリカ到着

研修開始日の30日前からアメリカ入国が可能です。銀行口座開設や車購入など必要な手続きを済ませましょう。事前に設定されている研修開始日が初日出社日となります。

【注意事項】

- お問合せからアメリカ渡航まで約3ヶ月かかります。余裕を持ってお申込ください。
- 英語力が条件を満たしていない場合オンラインレッスン(料金別途)などを受けていただく条件でお申込いただける場合があります。
- 必要書類、申請プロセスはNPO団体により異なるため、上記以外のプロセスが発生する場合があります。

必要書類のご案内

● 英文履歴書・和文履歴書・和文職務経歴書

● 英文在籍証明書兼推薦状（社会人の場合は元・前・現職場の上司/学生・新卒の場合は大学の教授）

※学校または企業のレターヘッドに印刷された推薦状をご用意下さい。それが不可能な場合、推薦状を書いて頂いた方の名刺を添えて推薦状をご提出下さい。12ヶ月以内に発行されたものに限りです

● 2年制短大・専門学校卒業以上の最終学歴の英文卒業証明書および成績証明書

高卒・アメリカ大学卒の方は日本の高校の英文卒業証明書もご用意いただきます

専門・短大・大学卒の場合、Degree(学位)が証明書に記載されていることが必要です

● パスポートのコピー

インターンシップ終了日までの有効期限が残っていること

過去にアメリカビザを取得したことがある方は、アメリカのビザスタンプ(シール)が貼ってあるページも必要

● 5センチ×5センチ・背景白の証明写真

● 金融機関から発行される英文残高証明書（目安:\$1000×滞在月数）

ご本人名義の他に、保護者名義でも可。2つ以上の口座を合算でも可

● その他、申請者の状況に応じて、当社が依頼する各種書類

アメリカ生活一般情報

アメリカでの滞在方法

アメリカではアパートシェアという滞在方法が一般的で、2-3人で2-3LDKの部屋をシェアするスタイルです。この滞在方法ですと滞在経費を極力抑えられます。

アパートシェアはネット掲示板に多数募集がありますので大都市であれば簡単に見つけられます。ただネット掲示板ではトラブルも多いため、渡航後にご自身で物件を見に行き契約されることをおすすめしています。当初は当社手配のホームステイをご利用ください。

アパートシェアの家賃目安ですが、光熱費込みで郊外エリアで1ヶ月\$700～、大都市圏ですと\$800～ハワイエリアですと\$900～となります。

年金・税金に関して

● アメリカ滞在中の日本の年金・税金

渡航前に住民票を海外転出手続きをすることにより、国民健康保険料、住民税、国民年金の支払い義務がなくなります。しかし国民年金は任意加入が可能です。国民保険の任意加入のメリットとしては、将来老齢基礎年金に反映されること、又海外での事故や死亡の場合は、遺族基礎年金や障害基礎年金が支給されます。

● アメリカ滞在中のアメリカの年金・税金

J-1ビザインターン生はアメリカの年金(Social Security)の支払い義務がありません。支払い義務が生じるのは、アメリカ連邦税、州税、市税となります。税金の目安は約10%前後とお考えください。税金は毎回給与から源泉徴収され、翌年4月に確定申告を行うことによってTAX Returnを受けることができます。

自動車経費に関して

アメリカの多くの都市では通勤/生活において車の運転および購入が必須となります。

● 運転免許申請経費: 約5000円

アメリカには教習制度はありませんので、筆記試験と実技を受けていただくだけで取得ができます。

● 車購入経費: 100万円～

中古車を購入していただきます。帰国時に売却すると購入資金の一部が戻ってきます。

● 車リース経費:

リースという方法もあります。初期費用\$2000、毎月\$400程度のリース料となります。メンテナンスがされている燃費の良い車がよいならリースがおすすめです。

● 自動車保険経費: 約8000円/月～

最低限の損害賠償責任保険への加入は必須です。

● ガソリン代: \$40/月～

中古車ディーラー・リース会社の御紹介をしています。希望の方は担当カウンセラーまでお問い合わせを！

アメリカでの医療保険に関して

アメリカは世界でも医療費が高額ということで有名です。DS2019申請費用には研修期間分のUS傷害保険費用が含まれていますが、各NPO団体によって保険プラン内容が異なります。この保険では基本的な怪我・病気の治療費を補償しますが、生命保険・後遺障害、損害賠償の補償は含まれていません。アメリカ滞在中の保険補償を充実したものにするには、ご家族と相談いただいたうえ、別途海外旅行保険の加入をしていただいています。

キャリアエクスチェンジはジェイアイ火災保険の正規代理店です。海外保険に関しましては担当カウンセラーにご相談下さい。